

合併処理浄化槽設置補助 拡充のお知らせです



単独処理浄化槽や、くみ取り式トイレをお使いの場合、

台所・風呂・洗濯などの生活排水は、そのまま那珂川や久慈川に流れています。

生活排水をまとめて処理できる、合併処理浄化槽の設置をぜひご検討ください。

◆合併処理浄化槽設置補助(基本額)の増額

5人槽の場合: ~~294,000円~~ → 332,000円

7人槽の場合: ~~342,000円~~ → 414,000円

10人槽の場合: ~~459,000円~~ → 548,000円

◆くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合のくみ取り槽撤去補助 90,000円を追加

◆くみ取り槽を撤去する場合の宅内配管工事補助 ~~200,000円~~ → 300,000円に増額



下水道の整備時期が未定の区域にお住まいの個人のかたが、

ご自宅の単独処理浄化槽 又は くみ取り式トイレから 合併処理浄化槽に転換する場合

設置補助 332,000円(5人槽の場合)に

+ 単独処理浄化槽 又は くみ取り槽撤去補助 90,000円 + 宅内配管補助 300,000円

+ 処理水を側溝に流せない場合の敷地内処理装置設置補助【那珂市独自】50,000円を上乗せし、

最大772,000円を補助します。

※新築の場合や、すでに合併処理浄化槽をお使いのかたが新たな合併処理浄化槽を設置される場合には、上乗せの補助を受けることはできません(補助額は332,000円(5人槽の場合)となります)。

※単独処理浄化槽又はくみ取り槽が撤去できない場合は宅内配管補助【那珂市独自】200,000円となります。

※店舗や事務所などの事業所の場合には、補助の対象外となります。

※補助決定前に施工した合併処理浄化槽は、補助の対象外となります。

合併処理浄化槽への転換にあたって、よくあるご質問

Q 自宅の単独処理浄化槽を設置して約30年が経ちますが、まだまだ使えるのではないのでしょうか？

点検・清掃・検査を適切に行っていない場合には、製造時の性能が発揮できていない場合があります。定期点検がされておらず、消毒が不完全な場合には、大腸菌などがそのまま流されていることもありますので、浄化槽管理士の資格を持った業者に定期点検を依頼してください(有料)。

なお、浄化槽法の改正により、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽については、県知事から撤去を命じられることとなりました。

また、単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理することができる浄化槽であるため、台所・風呂・洗濯などの生活排水をまとめて処理できる合併処理浄化槽の代用ができるものではありません。

Q 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える際の費用はどのくらいかかりますか？

合併処理浄化槽の大きさ(一般的には床面積に応じて大きさが決まります)や、メーカーにより異なりますが、国土交通省・農林水産省・環境省が示したマニュアルでは、合併処理浄化槽本体は837,000円(5人槽の場合)とされています。このほかに撤去費や家屋の状況に応じた宅内配管工事費などの費用がかかります。

Q 工事や手続きはどうすればよいですか？

浄化槽の設置工事は、茨城県登録浄化槽工事業者のみが行うことができます(一覧は、那珂市下水道課のホームページにあるリンクをご参照ください)。設置や補助金申請などの手続きについても、一般的には工事業者を通してご提出いただいています。

Q 設置した後の管理はどうすればよいですか？

保守点検(槽の大きさにより3~4か月に1回以上)、清掃(汚泥の引き抜き)、茨城県による法定検査が必要になります。これらは、浄化槽一括契約システムを利用すれば、同時に契約することができ、総合的な管理を委託することができます。

Q いずれ公共下水道が整備されるのであれば、今、合併処理浄化槽に替えなくてもよいのでは？

この那珂市合併処理浄化槽設置事業の対象となるかたは、現時点で公共下水道の事業計画を定めていない区域にお住いのかたを対象にしています(公共下水道の整備にあたっては、向こう5年程度に供用開始する予定の区域について、事業計画を定めて整備を進めています)。

このため、将来的に下水道が整備される区域にお住まいであっても、事業計画が定められておらず供用開始時期が未定の区域で単独処理浄化槽やくみ取り式トイレをお使いの場合には、長期間にわたり、台所・風呂・洗濯などの生活排水が処理されないまま流されてしまうことから、お早めに合併処理浄化槽を設置するようお願いしております。

なお、市内全域を公共下水道で整備するには長期にわたることと、多額の建設費を要することから、市では、将来的に公共下水道を整備する区域を見直すことといたしました。将来的に公共下水道の整備がされる区域かどうかは、那珂市下水道課のホームページからご確認いただくことができます。

※この「お知らせ」は、市にお届けの住民票の情報をもとに、令和4年1月1日現在で那珂市内に住所のある世帯主のかたのうち、下水道の整備時期が未定の区域にお住まいで、合併処理浄化槽の設置届出がされていないかたにお届けしています。

※このため、行き違いで合併処理浄化槽を設置されたかたのほか、家屋所有者ではないかた(借家のほか、ご事情により1家屋に複数の世帯の届出をされている場合の世帯主のかた等)にお届けしている場合がございますが、適切な生活排水処理の趣旨に鑑み、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせはこちらまで

☎ 029-298-1111(内線 8374)

那珂市下水道課 工務・管理グループ

那珂市瓜連 321 番地(瓜連支所)

<https://www.city.naka.lg.jp/>

当課ホームページでは、茨城県登録浄化槽工事業者一覧へのリンクや、公共下水道の将来的な整備の見通しも掲載しています。